# 企業庁の今後のあり方に関する報告書の概要

## 1 水道部会

- (1) 水道部会における主な論点
  - ①水道事業の役割と必要性
    - 住民生活に欠かせない→持続可能な事業とする必要

### ②事業を取り巻く環境変化

- ・水需要の低迷
- ・施設の老朽化
- ・ 市町村合併の進展
- ・水道法の改正(技術力の高い第三者への委託が可能となる)

### ③経営形態を変更する場合の手法について

- ・水道事業(市町)との一元化→・市町営
  - ・企業団営(県・市町)(市町のみ)
- ・民間的経営手法の導入(民間委託の拡大等)
- ・民営化(別会社の設立、経営譲渡)
- 地方独立行政法人
- 指定管理者制度

## ④経営形態を検討するうえでの留意点・課題

- ・今より良いサービスをより少ない負担で供給できる事業のあり方
- ・民営化の検討から始め、今後も行政が関与すべきものは何かについて検討
- ・ユーザー (市町)、県民の意向
- ・用水供給事業単独ではなく末端給水を含めた検討
- ・各事業(各地域)の特性に応じた経営形態の検討
- ・民間市場の成熟度

#### (2) 水道部会からの提言の骨子

#### ①経営形態

- ○水道事業を「持続可能」なものとするため、サービス内容が向上するととも に、経費の縮減をはじめ効率的で安定的な事業運営が行えることを基本に経 営形態を選択すべき。
- ○民営化を選択肢の一つとするためには、「広域化」、「一元化」、「公的な第三 者機関による業務評価制度」といった環境整備が必要。

- ○企業庁は、まず、水道用水供給事業と水道事業の「一元化」を進めるべき。
  - ・1市への供給となる場合は、水道用水供給事業を市(水道事業者)に譲渡する一元化が基本。
  - ・複数の市町への供給の場合は、地域ごとの特性に応じた対応が必要。
  - ・市へ譲渡する場合、水の量と質の確保が前提であり、利用者及び県民の実 質的な負担を増加させないことが肝要。
  - ・市へ譲渡する場合、県が負担している水源費や膨大な施設の管理を今後ど うするかといった課題があり、県には、スムーズな移行が出来る配慮が必 要なことから、段階的な移行を進めていくべき。

### ②民間委託の拡大についての方向性

- ○行政が責任を持って担うべき特定の業務を除き、コスト縮減や効率的な事業 運営が可能となる手法として、民間委託の拡大を積極的に進めるべき。
- ○将来の姿を十分見通して、計画的に実施すべき。
- ○委託者側が技術や、適正価格に関する審査能力、交渉能力を保持することが 前提。
- ○民間事業者の育成という観点も必要。

#### ③水道技術の継承

○知識・経験に基づくノウハウの文書化及び企業庁・市町及び民間事業者の連携により三重県全体の水道事業の「安全・安心・安定」供給に貢献していくべき。

## 4経営の効率化

○総人件費の抑制をはじめとするコスト縮減により、効率的な事業運営を行っていくことが必要不可欠。

## 5検討会の枠組を超えた課題

○水需要の伸び悩みという状況での、渇水等非常時の備えといった「安全」に対する負担のあり方については、県と市町が一体となった検討を行うことを要請。

## 2 工業用水道部会

### (1) 工業用水道部会における主な論点

#### ①工業用水道事業の役割と必要性

- ・産業基盤として不可欠、地盤沈下対策や地域振興上重要な役割
  - →持続可能な事業とする必要

### ②事業を取り巻く環境変化

- ・工業用水需要の低迷
- ・施設の老朽化
- 契約水量と実使用水量の乖離
- ・新たな企業立地と供給体制のミスマッチ (内陸部への企業立地)

### ③経営形態を変更する場合の手法について

- ・民間的経営手法の導入(民間委託の拡大等)
- ・民営化 (ユーザー等での運営)
- 地方独立行政法人,指定管理者制度

## ④経営形態を検討するうえでの留意点・課題

- ・民営化の検討から始め、今後も行政が関与すべきものは何かについて検討
- ・ユーザー、県民の意向
- ・地盤沈下対策、産業政策及び地域振興政策との関係
- ・民間市場の成熟度
- ・制度上の官民格差

#### (2) 工業用水道部会の提言の骨子

#### ①経営形態

- ○工業用水道事業を継続して実施していくため、サービス内容が向上するとと もに、経費の縮減をはじめ効率的で安定的な事業運営が行えることを基本に 経営形態を選択すべき。
- ○民営化を選択枝の一つとするためには、「制度上の官民格差の是正」、「適正 な事業規模への見直し」及び「民営化後の事業継続を保証する仕組み」といった環境整備が必要。

### ②民間委託の拡大についての方向性等

- ○行政が責任を持って担うべき特定の業務を除き、コスト縮減や効率的な事業 運営が可能となる手法として、民間委託の拡大を積極的に進めるべき。
- ○委託契約にあたっては、契約によって委託業者とのリスク分担を今以上に詳細に決め、責任の所在を明らかにすべき。
- ○企業庁職員が直営で運営管理を行う場合であっても、更なる業務の効率化・ 合理化を目指して技術的改善の研究を行うべき。
- ○小規模な施設でかつ水需給が均衡している事業については、企業庁が直接運営管理する以外の方法がないかについてユーザーと協働で検討すべき。

#### ③ユーザーとの協働

○工業用水道の経営効率化は料金負担者のユーザーの経営に多大な影響を与えることから、事業の企画面を含めた経営に関する「協働」ができるよう、定期的にユーザーと協議を行う仕組みを検討すべき。

### ④技術の継承

○将来にわたって良質な工業用水を安定的に供給できるようにするため、知識・経験に基づくノウハウの文書化、実践的な職員研修及び企業庁と民間事業者の連携により技術を継承していくべき。

#### ⑤検討会の枠組を超えた課題

○未利用水の活用及び先行投資の是非については、県の政策課題として、あら ためて、工業用水道の整備のあり方を検討することを要請。

## 3 電気部会

## (1) 電気部会における主な論点

### ①事業の役割と必要性

- ・公営電気事業の役割は時代とともに変化
- ・長期安定供給が可能、石油代替エネルギーの確保に一定の役割 →事業継続には意義がある。

### ②事業を取り巻く環境変化

- 電力自由化
- ・他県における公営電気事業からの撤退の動き

## ③経営形態を変更する場合の手法について

- ・ 電力会社等への譲渡
- 株式会社化
- · 地方独立行政法人

## ④経営形態を検討するうえでの留意点・課題

- ・地域との共生、県民の意向
- ・平成22年度以降における水力発電事業の採算性の見通し
- ・RDF 焼却・発電事業

#### (2) 電気部会からの提言の骨子

#### ①経営形態

○現状どおり地方公営企業で実施する方法と電力会社等へ事業譲渡する方法 の二通りの可能性が考えられる。

### ○電力会社等への事業譲渡を選択する理由、前提

- ・電力供給は民間が主体。
- ・電力会社が運営している県内の水力発電施設と一体的な運営が可能。
- ・地域貢献も含め、全ての水力発電所施設が維持されることが前提。

## ○地方公営企業の継続を選択する理由、前提

- ・少なくとも平成21年度末までは健全経営が可能。
- ・事業譲渡の場合と比較すると、地域貢献が確実に実施できる。
- ・他県の事業譲渡を見ると譲渡価格が相当低い。
- ・石油代替エネルギーの確保と地域エネルギーの安定確保のため、現在所有している施設は、県が直営でコントロールしていくことを県の政策で明確に位置づけることが前提。

#### ○経営形態判断の前提

・選択可能な二つの方法の比較内容を広く県民に公開し、県全体で、どちらが県民にとって望ましいかについての議論を行う必要がある。 その際、地域との共生を重視した場合の、石油代替エネルギーの確保と地域エネルギーの安定確保に与える影響など様々な情報をわかりやく公開する必要がある。

### 〇平成22年度以降の動向

・平成22年度以降の経営環境は不透明であり、公営企業で実施すべき と判断した場合であっても、判断した状況に変化があれば、再度経営 形態を検討すべき。

#### ②経営の効率化

○経営形態に関わらず、コスト縮減等経営の効率化は引き続き行っていくべき。

### ③積極的な情報提供

○公営企業で運営する場合でも経営計画や目標を定め、県民にわかりやす く情報提供するとともに、県民からの意見を経営に反映出来る仕組みを 検討すべき。

#### 4県政への貢献

○発電所の上流域の荒廃は発電事業にも影響があることから、上流域の森 林整備に積極的に取り組んでいくべき。

#### ⑤検討会の枠組を超えた課題

○RDF焼却・発電事業については、公営企業としての検討だけでなく、 環境政策やごみ処理問題の専門家等の意見を聞きながら、県の環境政策 の中で検討することを要請。

## 4 共通検討会

## (1) 共通検討会における主な論点

#### ①経営形態

- ・地方独立行政法人、指定管理者制度の検討
- ・3事業トータルで考えた場合の経営形態の検討

### ②積極的な情報提供のあり方

・ 地方独立行政法人制度を参考に検討

### (2) 共通検討会からの提言

### ①今後の企業庁の取組のあり方

- ○企業庁が運営している事業の将来ビジョンを描く際には、今回の提言を尊重するとともに、ビジョンの検討経過や提言の反映状況を積極的に公表し、事業に対する県民の理解を深めていくべき。
- ○今後においても、社会経済情勢や事業を取り巻く環境は変化していくものであり、提言に沿った事業運営を行う場合であっても、状況変化に応じた望ましい事業のあり方について、常に検討を行うべき。
- ○検討会の枠組を超えた課題を含め、提言を受けて、具体的な検討を始める べき。

#### ②県民にとっての事業の必要性及び経営形態等

- ○社会経済情勢は大きく変化しているが、現在においても、企業庁が実施している事業は県民福祉の増進に寄与しており、経営形態に関わらず、今後も事業を継続する必要性が認められる。
- ○水道用水供給事業及び工業用水道事業において、民営化を選択肢の一つとするためには、持続可能な事業とするための環境整備が必要である。
- ○地方独立行政法人への移行については、移行のために必要となるコスト等と比較すると、導入のメリットが少ないことなどから、現時点では適当でない。
- ○指定管理者制度の導入については、事業継続を保証する仕組みの整備の必要性などから、現時点では適当でない。
- ○水道用水供給事業及び工業用水道事業は当面、企業庁が運営主体となり、 効率的で安定した事業運営を行っていくべきであるが、同時に、水道用水 供給事業と水道事業の一元化を進めるべき。

○電気事業は、地方公営企業で実施する方法と電力会社等へ事業譲渡する方法の二通りの選択肢があるが、今後の経営形態を決定する際には、公営企業と事業譲渡の場合の具体的な比較内容の県民への公開とともに、県の政策ベースの議論が必要。

## ③民間委託の拡大

○水道部会及び工業用水道部会において、行政が責任を持って担うべきとされた業務を除き、コスト縮減や効率的な事業運営が可能となる手法として、 民間委託拡大を積極的に進めるべき。

## ④積極的な情報提供

○公営企業で運営する場合でも、経営計画や目標を定めることは意義があり、 県民福祉の向上の状況がわかりやすい指標を設定し、効率的で安定的な事 業運営に努めるべき。